

令和8年4月

お客さま 各位

備前日生信用金庫

Bank Pay 取引規定の改定について

平素から当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、Bank Pay 取引規定を令和8年4月1日より下記のとおり改定しましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は改定前からご利用いただいているお客さまについても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日
令和8年4月1日(水)
2. 主な改定内容
 - ・ ことら送金において、従来は個人間送金のみのお取り扱いでしたが、令和8年5月11日より特定用途(寄付)に限り、個人から法人への送金が開始されます。
 - ・ Bank Pay において、貸金債権(消費者金融やクレジットカード会社のカードローン、クレジットカードのキャッシング等)のスポット返済の返済手段として取扱いが開始されます。
3. Bank Pay 取引規定 新旧対照表

改定前	改定後
4. (Bank Pay 取引契約等) (3)前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。	4. (Bank Pay 取引契約等) (3)前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。 <u>ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</u>
(4)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、(略)	(4)前項 <u>第2号</u> の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、(略)

<p>第2章 Bank Pay ことら送金 13. (適用範囲) 本章の規定は、当行が提供する(削除) <u>個人間の少額送金サービス</u>である「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。(追加)</p> <p>(新設)</p> <p><u>26.</u> (譲渡・質入れの禁止) <u>27.</u> (規定の変更)</p>	<p>第2章 Bank Pay ことら送金 13. (適用範囲) 本章の規定は、当行が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定め</u>に優先して適用されるものとします。</p> <p><u>26.</u> (特定用途送金に関する留意事項) <u>(1)特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引(以下「対象取引」といいます。)</u>に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント(以下「対象アカウント」といいます。)と登録預金口座との間で行う送金サービス(対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします)を指します。 <u>(2)寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ(「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金)を確認してください。</u></p> <p><u>27.</u> (譲渡・質入れの禁止) <u>28.</u> (規定の変更)</p>
--	---

以上